第五章第六節を同章第七節とする。

第十七条の六中「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」及び「（昭和二十五年法律第二百十一号）」を削る。

第五章第五節を同章第六節とする。

第十七条中「第五条第四項第三号ハ」を「第五条第四項第四号ハ」に改める。

第五章第四節を同章第五節とする。

第十六条中「第五条第四項第三号ロ」を「第五条第四項第四号ロ」に改め、「（昭和三十二年法律第二十六号）」を削る。

第五章第三節を同章第四節とする。

第十四条第一項中「第五条第四項第二号」を「第五条第四項第三号」に改める。

第十五条第一項中「第五条第四項第三号イ」を「第五条第四項第四号イ」に改める。

第五章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例

第十三条の二　法人が、認定地方公共団体に対し、認定地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附をしたときは、当該法人に対する道府県民税、事業税及び市町村民税並びに法人税の課税については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第十九条第一項中「政令で定める要件に該当するものであって」を削る。

第三十八条を次のように改める。

第三十八条　第十七条の十八第三項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

本則に次の三条を加える。

第三十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第十七条の十八第二項の規定に違反して、届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二　第十七条の十八第三項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三　第十七条の十八第三項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第四十条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十七条の八第一項又は第三項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第一項又は第三項に規定する行為をした者

二　第十七条の十八第三項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　第十七条の十八第三項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第四十一条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に旧認定地域再生計画（この法律の施行前にこの法律による改正前の地域再生法（以下この条において「旧法」という。）第五条第十六項の認定（旧法第七条第一項の変更の認定を含む。）を受けた旧法第五条第一項に規定する地域再生計画をいう。以下この条において同じ。）に記載されている旧法第五条第四項第一号イ、ロ又はハに規定する事業に係る旧法第十三条第一項の交付金の交付については、当該旧認定地域再生計画の計画期間内に限り、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後五年以内に、認定地域再生計画（この法律による改正後の地域再生法（以下この条において「新法」という。）第七条第一項に規定する認定地域再生計画をいう。）に基づく事業に対する特別の措置の適用の状況その他の新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正）

第五条　公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第四号ロ中「同条第四項第一号又は第三号イ若しくはロ」を「同条第四項第一号ロ又は第四号イ若しくはロ」に改める。

（内閣府設置法の一部改正）

第六条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三号の三中「交付金」の下に「に関すること（同法第五条第四項第一号ロに掲げる事業に要する経費に充てるための交付金については、当該交付金」を、「配分計画に関すること」の下に「に限る。）」を加える。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
国土交通大臣　石井　啓一

政令

統計法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年四月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百二号

統計法施行令の一部を改正する政令

内閣は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三第三欄第二号中「並びに同法」を「、同法」に、「（別表第四の一の項において「専修学校等」を「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（別表第五において「幼保連携型認定こども園」に改め、「この表」の下に「及び別表第四の一の項」を加える。